

サンタカタリーナ州の新型コロナウイルス対策措置（マスク着用の義務化）

2020年4月17日

【ポイント】

- 4月17日からフロリアノポリス市では公共スペースや商業スペースなどにおけるマスクの着用を義務とする措置が開始されています。
- サンタカタリーナ州では、州内のその他地域においても同様の措置が講じられています。自治体によっては、罰則を定めているところもありますので、ご注意ください。

【本文】

1 4月17日から、フロリアノポリス市では公共スペースにおけるマスクの着用を義務とする措置が開始されています。一般商店やレストランなどの商業スペース等を利用する場合もマスクの着用が義務となります。また、マスク非着用を理由として商業施設への立ち入りや利用を拒否される可能性があります。

2 当地報道によると、サンタカタリーナ州内においては、フロリアノポリス市の他計24の自治体においてマスク着用の義務、或いは着用を推奨する措置が講じられているとのことです。自治体によってはマスク非着用を理由とした罰則が規定されているところもあり、現地の治安・保健当局が巡回し、罰金や拘留措置などが適用される可能性もある由です。詳細については、お住まいの地域を管轄する自治体のホームページ等によりご確認ください。

〈マスク着用が義務・推奨とされている地域：4月17日時点、当地報道にて判明しているもの〉

- ・フロリアノポリス市
- ・ジョインビレ市（23日から）
- ・イタポア市
- ・サンベントドスル市
- ・ジャラグアドスル市
- ・ブルスケ市
- ・リオドオエステ市
- ・リオドスル市
- ・イリョタ市
- ・グアビルバ市
- ・イタジャイ市（着用を推奨）
- ・イタペマ市
- ・バウネアリオカンボリウ市
- ・イサラ市
- ・ブラッソドノルテ市
- ・シデロポリス市
- ・ラージェス市（20日から）
- ・サンジョアキン市
- ・ビディラ市
- ・ジョアサーバ市
- ・エルバウドオエステ市
- ・ルゼルナ市
- ・トレゼチリアス市
- ・バルジェン市
- ・サンロレンソドオエステ（着用を推奨）

3 4月16日時点で、サンタカタリーナ州における新型コロナウイルスの感染状況は以下のとおりです。（サンタカタリーナ州保健局発表）

- ・ サンタカタリーナ州合計： 9 2 6 名（死亡者 3 0 名）
 - フロリアノポリス市： 2 1 9 名（死亡者 3 名）
 - ジョインビレ市： 7 3 名（死亡者 2 名）
 - ブルメナウ市： 7 1 名（死亡者 0 名）
 - イタジャイ市： 4 1 名（死亡者 2 名）
 - バウネアリオカンボリウ市： 5 7 名（死亡者 2 名）
 - クリシウマ市： 4 4 名（死亡者 4 名）
- その他都市の状況については、以下 URL をご参照ください。
【サンタカタリーナ州保健局サイト】
<http://www.coronavirus.sc.gov.br/boletins/>

- 4 引き続き関連情報を収集し、感染予防に努めてください。
- 5 万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は大使館までご連絡ください。

（問い合わせ先）
在クリチバ日本国総領事館
－電話： 41-3322-4919
－e-mail： setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所
－電話： 51-3334-1299
－e-mail： cjpoa@c1.mofa.go.jp